

令和3年1月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度1月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第59号 農業振興地域整備計画変更審議について	(2件)
議案第60号 農地法第3条許可申請書審議について	(5件)
議案第61号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第62号 農地法第5条許可申請書審議について	(13件)
議案第63号 農用地利用集積計画審議について	(49件)
議案第64号 非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第65号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第66号 日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」について	(1件)
報告第3号 農地等の現況に係る報告審議について	(2件)

〈その他〉

農業委員会の法令遵守の取組について

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

29番 檜物 茂広

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

( 開会 9時00分 )

- 会長 ただいまから、令和2年度1月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、推進委員が14名出席しております。  
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。  
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、16番「黒葛 クルミ」委員と、17番「今村 壽久」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第59号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。2件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1及び番号2の種別は除外です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 8番 議案第59号の番号1について報告いたします。  
令和3年1月26日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるか否かについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
- 18番 議案第59号の番号2について報告いたします。  
令和3年1月26日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるか否かについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございましたら。
- 議長 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第59号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議長 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第59号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しま

したので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第60号農地法第3条許可申請書の審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁から9頁をご覧ください。5件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は75,841㎡、作物は水稻です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,763㎡、作物は水稻です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,786㎡、作物は水稻です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,887㎡、作物は果樹です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は28,342㎡、作物は水稻です。  
以上、計5件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

3番 議案第60号の番号1について報告いたします。

令和3年1月24日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第60号の番号2について報告いたします。

令和3年1月19日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第60号の番号3について報告いたします。

令和3年1月19日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第60号の番号4について報告いたします。

令和3年1月20日、私と副の藤崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第60号の番号5について報告いたします。

令和3年1月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第60号のすべての案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第60号のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第60号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第61号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の10頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、通路です。

なお転用済みのため、始末書がついております。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第61号の番号1について報告いたします。

令和3年1月19日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第61号の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第61号の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

- 会長 賛成多数ですので、議案第61号の案件について許可することに決定いたしました。次に、日程第5、議案第62号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の12頁をご覧ください。13件です。  
番号1の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。  
番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。  
番号3の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。  
番号4及び番号5の転用目的は、太陽光発電設備、権利種別は賃借権設定です。  
番号6の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。  
番号7の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。  
番号8及び番号9の転用目的は、工事車両及び資材置場、権利種別は使用貸借権設定です。  
番号10の転用目的は、一般住宅及び通路、権利種別は所有権移転です。  
番号11の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。  
番号12の転用目的は、太陽光発電設備、権利種別は地上権設定です。  
番号13の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。  
なお、番号4及び番号5については一体利用し、全体面積が2,067㎡です。  
番号6については、北側隣接地の宅地及び山林と一体利用し、全体面積としては1968.23㎡です。  
番号8及び番号9については、一時的な利用に供する一時転用です。  
番号12にあります地上権について説明しますと、地上権については、土地の所有者の許諾がなくても、建物の建て替えや売却ができ、賃借権は土地の所有者の許諾を得ないと、原則的には建物の建て替えや売却ができません。太陽光を設置する場合、地上権を設定する場合が多く、太陽光発電の所有者が変わることがあり、自由に譲渡できるため地上権を使われているようです。  
以上、計13件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 2番 議案第62号の番号1について報告いたします。  
令和3年1月20日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。
- 2番 議案第62号の番号2について報告いたします。  
令和3年1月20日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第62号の番号3について報告いたします。

令和3年1月25日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第62号の番号4について報告いたします。

令和3年1月20日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第62号の番号5について報告いたします。

令和3年1月20日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第62号の番号6について報告いたします。

令和3年1月27日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番

議案第6 2号の番号7について報告いたします。

令和3年1月26日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 3 番

議案第6 2号の番号8について報告いたします。

令和3年1月22日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 3 番

議案第6 2号の番号9について報告いたします。

令和3年1月22日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 4 番

議案第6 2号の番号10について報告いたします。

令和3年1月25日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第62号の番号11について報告いたします。

令和3年1月25日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第62号の番号12について報告いたします。

令和3年1月25日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第62号の番号13について報告いたします。

令和3年1月19日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当と一部耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第62号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第62号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第62号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第63号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 東 芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号21です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は2, 434㎡、計2, 434㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第63号の東委員が関係する番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号の東委員が関係する番号21の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、馬場五男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

7番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分です。36頁の番号10です。貸借です。

面積について、田はなし㎡、畑は1, 399㎡、計1, 399㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第63号の馬場委員が関係する農地中間管理機構分の番号10の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号の馬場委員が関係する農地中間管理機構分の番号10の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

馬場委員に着席の連絡をしてください。

7番 [着席]

会長 次に、春成 勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分です。37頁の番号12、番号13です。貸借です。

これにつきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は1, 540㎡、計1, 540㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第63号の春成委員が関係する農地中間管理機構分の番号12と番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号の春成委員が関係する農地中間管理機構分の番号12と番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、地頭所 忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分です。38頁の番号16、番号17、番号18です。貸借です。

これにつきましては、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は2,159㎡、計2,159㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第63号の地頭所委員が関係する農地中間管理機構分の番号16から番号18までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号の地頭所委員が関係する農地中間管理機構分の番号16から番号18までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、議案第63号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の27頁から33頁です。貸借です。

面積について、田は16,253㎡、畑は20,348㎡、計36,601㎡、うち再設定面積は5,714㎡、利用権設定件数は29件、うち再設定件数は5件です。

次に、農地中間管理機構分です。資料の34頁から38頁です。貸借です。

面積について、田は4,644㎡、畑は12,743㎡、計17,387㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は13件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第63号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 ここで、しばらく休憩します。  
次の開議を10時10分とします。  
午前9時59分休憩

午前10時10分開議

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 日程第7、議案第64号非農地証明願出書審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の39頁をご覧ください。3件です。  
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。  
番号1から番号3について、20年以上経過した宅地です。  
以上、計3件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第64号の番号1について報告いたします。  
令和3年1月26日、私と副の松崎（弘）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第64号の番号2について報告いたします。  
令和3年1月20日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第64号の番号3について報告いたします。  
令和3年1月20日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。  
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第64号のすべての案件について、非農地として証明することに賛

成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第64号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

次に、日程第8、議案第65号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の43頁をご覧ください。

議案第65号荒廃農地に係る非農地判断についてであります。申請分となります。

番号1について、登記地目は田、登記面積は175㎡、現地につきましては事務局で調査し、現況地目は原野と判断しました。

以上、田1筆 合計175㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断いたしました。

ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第65号の案件については、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号の案件については、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第66号日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の45頁をご覧ください。

議案第66号日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、平成29年度に定めました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員及び推進委員の改選期である今年度に検証・見直しを行う必要があるため提案するものであります。

指針(案)につきましては、12月の定例総会終了後に説明をいたし、委員の皆様の意見を聴取させていただいておりましたが、指針内容を修正するようご意見はありませんでした。

今後の中期的な活動目標となります。以上、説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定に賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第66号日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、事務局提案のとおり策定することに決定しました。

会長 次に、日程第10、報告第3号「農地等の現況に係る報告審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 本日お配りしております令和2年度日置市農業委員会1月定例総会議案書(追加分)の1頁をご覧ください。2件です。こちらについては、裁判所より照会の文書を受け、議案書送付後に現地調査を行い、資料作成となったため、追加での議案書となります。また、処理期限の関係上、裁判所へは報告済です。

番号1の農業委員会の取り扱い是非農地です。

番号2の農業委員会の扱扱いは農地です。

なお、所有権移転等の際には農地法所定の許可が必要であり、競売で売却する場合には買受適格証明書が必要となります。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

19番 報告第3号の番号1について報告いたします。

令和3年1月19日、私と副の楠委員は事務局職員と現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

現況地目は原野です。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

19番 報告第3号の番号2について報告いたします。

令和3年1月19日、私と副の楠委員は事務局職員と現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

現況地目は田です。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第3号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、議案にはありませんが、ここで農業委員会の法令遵守の取組について、事務局から説明があります。

事務局 農業委員会の法令遵守についてお話いたします。

資料の決議文は、令和元年10月に農地転用に係る収賄の疑いにより逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを踏まえ、令和元年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。これを受け、本市農業委員会でも令和2年1月28日の総会において、申し合わせ決議を行ったものです。

法令等の遵守は基本である「法令違反をしないこと」に加えて、「社会的倫理を守る」といった、広範囲の意味として使用されるのが現在では一般的となってきました。

一枚紙の「信頼される農業委員会」をご覧ください。

農業委員会を組織する農業委員・推進委員及び事務局職員が、常に持つべき基本的な考え方の一つは、権限を行使する上で、基本は「公正」と「公平」であること。「公正」とは、客観的な基準に合致していること。事務処理に透明性があること。世間に説明できること。「公平」とは、同一種類の案件には同一の結論。人や時点によって結論が左右されないことです。そしてもう一つは、善良なる管理者の注意義務で、適正な組織・業務運営に力を尽くすべきであり、間違っても個人の都合を優先させてはいけません。リスクを伴う地位にある者は、その地位に応じた注意義務を果たさなければなりません。

決議文の裏面をご覧ください。実際にあった法令違反の事例で令和元年10月18日の読売新聞の記事です。虚偽の申請を農業委員会に提出し、転用目的で農地を得たとして、農業委員会会長で不動産会社社長ら3人を農地法違反の疑いで逮捕したという事件です。次の記事は令和元年10月24日の大分合同新聞の記事です。記事によると、農地転用の許可手続きを巡り、便宜を図った見返りに現金数十万円を受け取ったとして、収賄の容疑で農業委員会会長が逮捕された事件です。

信頼される農業委員会の2農業委員会における法令違反のリスクをご覧ください。許可権限をめぐる不適切な執行として、農業委員及び事務局職員が、不動産会社が農地を無断で駐車場に転用すると知りながら農地法上の手続きを進めたとして農地法違反のほう助の疑いで書類送検された事案、農業委員が農地転用の許可に便宜を図った見返りに申請者から現金を受け取ったとして収賄容疑で逮捕された事案などもあります。

その他の法令違反としての不祥事では、農業委員が個人情報の記載されたリストを自宅に持ち帰り、紛失した事案などがあります。次に事務局職員の不祥事として、農用地利用集積計画に基づく農地売買に関する所有権移転の嘱託登記を行っていなかった。酒気を帯びた状態で乗用車を運転し、中央分離帯に衝突する事故を起こしたなどの事案も報道されています。

農業委員や事務局職員が法令違反によって逮捕された事案をお話ししました。逮捕されると、逮捕された日から一般的には22日間拘留され、自由が著しく制限されます。新聞報道がなされ家族・近親者を悲しませるとともに、これまでの業績・功績及び名誉も失ってしまいます。たとえ不起訴になっても、逮捕の事実とそれに伴う一連の名誉失墜の事実は残ってしまうことになります。

3 個人情報の取り扱いについては、12月総会後のミニ研修で業務上で知りえた秘密・個人情報を漏らしてはいけないことをお話ししました。農業委員会は農地台帳や農地の申請書類等により、多くの個人情報を扱っています。そのため、農業委員会法第14条と第24条では、農業委員と推進委員に「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」という秘密保持義務が課されています。農地所有者や貸借人の住所・氏名などの特定の個人を識別できる情報や賃借料の金額なども職務上知り得た秘密に該当します。

4 選挙運動の注意点として、公職選挙法第 136条の 2 により「地方公共団体の公務員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできない」とされており、特別職の地方公務員である農業委員と推進委員についても地位を利用した選挙運動は禁止されています。たとえば、農業委員・推進委員が農業委員会活動のために農家を戸別訪問する際に、農家に投票を勧誘することなどは禁止されています。

以上、信頼される農業委員会であるために法令を遵守しましょうという固い話をさせていただきました。

この法令遵守の取組については、毎年度 1 回以上の注意喚起を行うことが必要であるとされていますので、来年度もこの時期にお話をさせていただきます。

会長 議場 会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

[質問・意見等なし]

質疑等ございませんので、令和2年1月28日に決議した法令遵守の申し合わせのとおり、私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって農業委員会活動に取り組んでいくことを確認しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2 番 令和2年度1月総会を閉会します。

( 閉会 10時30分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 ..... (印) .....

1 6 番 ..... (印) .....

1 7 番 ..... (印) .....